

請 願 ・ 陳 情 処 理 報 告

請願・陳情受理番号	所管	提出者	件名並びに処理経過及び処理結果
<p>陳情 2年 - 26 (2. 9. 3)</p>	<p>生活環境</p>	<p>足羽 佑太</p>	<p>消費生活相談における相談結果の伝達方法について</p> <p>平成28年6月から電子メールによる消費生活相談の受付を始めたが、相談内容を改めて電話又は対面でお聞きして回答していた。</p> <p>令和2年11月からは、契約やサービスのトラブルに関する電子メールでの相談に対して、中国地方4県と同様に1回に限り回答（返信）することとする。</p> <p>なお、1回のメールのやり取りで解決しない相談については、相談者の個別の状況に応じた正確なやり取りが必要となるため、これまでどおり電話又は対面で行うこととする。</p>

(注1) 請願及び陳情ごとに別様とすること。

(注2) 処理経過及び処理結果欄の行間隔を1字程度あけること。